2026 年 10 月 14 日
関西電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，このたび，電気事業法第 20 条第１項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款（2026 年 11 月１日実施。）において，消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率，別表２（市場価格調整）(1)ホ(ｲ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料　金　率	消費税等相当額
	円　　銭	円　　銭
最終保障電力Ａ		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,640.00	240.00
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,332.44	212.04
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,332.44	212.04
電力量料金		
１キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	23.05	2.10
その他季料金	21.77	1.98
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.90	1.81

区分および単位	料　金　率	消費税等相当額
	円　　銭	円　　銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.90	1.81
最終保障電力Ｂ		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,640.00	240.00
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,332.44	212.04
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,332.44	212.04
電力量料金		
１キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	23.05	2.10
その他季料金	21.77	1.98
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.90	1.81
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.90	1.81
最終保障予備電力Ａ		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合		
予 備 線	137.28	12.48
予備電源	261.36	23.76
特別高圧で常時供給を受ける場合		
予 備 線	95.04	8.64
予備電源	146.52	13.32

区分および単位	料　金　率	消費税等相当額
	円　　銭	円　　銭
最終保障予備電力Ｂ		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合		
予 備 線	137.28	12.48
予備電源	261.36	23.76
特別高圧で常時供給を受ける場合		
予 備 線	95.04	8.64
予備電源	146.52	13.32

(2) 別表２（市場価格調整）(1)ホ(ｲ)に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円　　銭	円　　銭
最終保障電力Ａ		
１キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.83	0.35
その他季料金	3.62	0.33
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.50	0.32
その他季料金	3.31	0.30
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.50	0.32
その他季料金	3.31	0.30

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭
最終保障電力Ｂ		
１キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.83	0.35
その他季料金	3.62	0.33
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.50	0.32
その他季料金	3.31	0.30
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	3.50	0.32
その他季料金	3.31	0.30